滋賀県難工事指定制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、滋賀県土地開発公社、一般社団法人滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、公益財団法人滋賀県環境事業公社、公益財団法人滋賀県文化財保護協会、公益財団法人滋賀県びわ湖芸術文化財団、公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園、公益財団法人滋賀県スポーツ協会(以下「滋賀県等」という。)が発注する工事において、交通量が非常に多くかつ作業ヤードが狭隘であるなど、「社会条件」や「マネジメント特性」等の厳しい工事を難工事として指定し、当該工事を一定の条件で完了した実績を以降の総合評価方式により発注する工事において評価することにより、工事施工者の入札参加意欲を高めることを目的とする。

(指定の対象とする工事の範囲)

第2条 滋賀県等が発注する工事のうち、予定価格(税込み)が 2,500 万円以上(舗装工事にあっては、1,000 万円以上)で、各部局が定める建設工事等総合評価方式運用ガイドラインによる工事難易度がIV以上の工事とする。

(指定の方法)

第3条 発注者は、入札公告および特記仕様書において難工事として指定した工事(以下、「難工事指定工事」という。)であることを明示する。

(実績の評価)

第4条 工事成績評定が65点以上の難工事指定工事の実績(以下、「難工事評価実績」という。)を有する企業を総合評価方式により発注する一部の工事において評価する。

(証明書の発行)

第5条 難工事評価実績を有する企業に対して、発注機関は難工事評価実績証明書(別紙様式)を発行する。

(その他)

第6条 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項は、細部運用方針に定める。

付則 この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。